

## 諮問事項（４）

## 福島県生活環境の保全等に関する条例の騒音規制基準の見直し

## 1 福島県生活環境の保全等に関する条例第62条に基づく工場等騒音規制基準の見直し

## (1) 見直しの必要性

福島県生活環境の保全等に関する条例（平成8年福島県条例第32号、以下「条例」という）第62条の工場等騒音規制基準では、工場等騒音による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館等）から一定距離の区域内については、騒音規制法と同様に他の区域より厳しい基準を規定している。

認定こども園法の一部改正の施行に伴い、同法に新たに規定された「幼保連携型認定こども園」についても、学校や保育所と同様の扱いとすると環境省から通知がなされている。（資料2-3）

また、都市計画法における用途地域について、平成30年4月1日に新たに「田園住居地域」が設けられ、環境省から「田園住居地域」の取扱いについて通知（資料2-4）されている。

環境省通知を踏まえ、騒音規制法に基づく規制地域（諮問事項（2））と同様に、条例第62条の工場等騒音規制基準に「幼保連携型認定こども園」及び「田園住居地域」の追加を行うもの。

## (2) 改正の内容

条例第62条では「知事は、騒音指定施設を設置している工場又は事業場において発生する騒音について、騒音指定工場等の敷地の境界線における大きさの許容限度を定める規制基準を規則で定めなければならない。」としていて、条例施行規則第47条で「条例第62条の工場等騒音規制基準は、別表第9に掲げるとおりとする。」としている。

別表第9に「幼保連携型認定こども園」と「田園住居地域」を追加する。

## 2 条例第85条に基づく深夜騒音規制基準の見直し

## (1) 見直しの必要性

条例第85条の深夜騒音規制基準では、深夜騒音による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館等）から一定距離の区域内については、他の区域より厳しい基準を規定している。

認定こども園法の一部改正の施行に伴い、同法に新たに規定された「幼保連

携型認定こども園」についても、学校や保育所と同様の扱いとすると環境省から通知がされている（資料２－３）。

また、都市計画法における用途地域について、平成３０年４月１日に新たに「田園住居地域」が設けられ、環境省から「田園住居地域」の取扱いについて通知（資料２－４）されている。

環境省通知を踏まえ、条例第８５条の深夜騒音規制基準に「幼保連携型認定こども園」及び「田園住居地域」の追加を行うもの。

## （２）改正の内容

条例第８５条では「知事は、深夜騒音規制地域における飲食店営業等に伴って発生する午後十時から翌日の午前六時までの間の騒音について、区域の区分ごとに、営業所の敷地の境界線における大きさの許容限度を定める規制基準を規則で定めなければならない。」としていて、条例施行規則第５６条で「条例第８５条の深夜騒音規制基準は、別表第十の左欄に掲げる区域の区分ごとに、同表の右欄に掲げる営業所の敷地の境界線における騒音の大きさとする。」としている。

別表第１０に「幼保連携型認定こども園」と「田園住居地域」を追加する。

## ３ 条例第７１条の建設作業騒音規制地域及び条例第９３条の拡声機の使用の禁止の見直し

### （１）見直しの必要性

条例第７１条において、建設作業騒音を規制する地域（騒音規制法に基づく規制地域を除く）として、騒音による影響に特に配慮しなければならない施設（学校、保育所、病院、図書館等）から一定距離の区域内を規制地域としている。

また、条例第９３条において、商業宣伝用の拡声機の使用を禁止する地域として、同様に学校等から一定距離の区域内を規定している。

環境省通知を踏まえ、条例第７１条の建設作業騒音規制基準及び条例第９３条の拡声機の使用の禁止に、「幼保連携型認定こども園」の追加を行うもの。

### （２）改正の内容

条例第７１条及び第９３条に「幼保連携型認定こども園」を追加する。

現行

別表第九（第四七条関係）

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
第一種区域 都市計画法（昭和四三年法律第一〇〇号）第八条第一項第一号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域	五〇デシベル	四五デシベル	四〇デシベル
第二種区域 用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	五五デシベル	五〇デシベル	四五デシベル
第三種区域 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域	六〇デシベル	五五デシベル	五〇デシベル

改正案

別表第九（第四七条関係）

区域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
第一種区域 都市計画法（昭和四三年法律第一〇〇号）第八条第一項第一号に規定する用途地域（以下「用途地域」という。）のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居区域	五〇デシベル	四五デシベル	四〇デシベル
第二種区域 用途地域のうち第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域	五五デシベル	五〇デシベル	四五デシベル
第三種区域 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに用途地域以外の地域			



第四種区域 業地域	用途地域のうち工 六五デシベル	六〇デシベル	五五デシベル
第五種区域 業専用地域	用途地域のうち工 七五デシベル	七〇デシベル	六五デシベル

備考

一 (略)

二 第二種区域、第三種区域、第四種区域及び第五種区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二〇五号）第一条五の第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第一三三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲五〇メートルの区域における工場等騒音規制基準は、この表に定める値からそれぞれ五デシベルを減じた値とする。

三〇五 (略)

第四種区域 業地域	用途地域のうち工 六五デシベル	六〇デシベル	五五デシベル
第五種区域 業専用地域	用途地域のうち工 七五デシベル	七〇デシベル	六五デシベル

備考

一 (略)

二 第二種区域、第三種区域、第四種区域及び第五種区域内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二六号）第一条に規定する学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第一六四号）第七条第一項に規定する保育所、医療法（昭和二十三年法律第二〇五号）第一条五の第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法（昭和三十八年法律第一三三号）第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成一八年法律第七七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲五〇メートルの区域における工場等騒音規制基準は、この表に定める値からそれぞれ五デシベルを減じた値とする。

三〇五 (略)

現行

別表第一〇（第五六条関係）

区域の区分	騒音の大きさ
A区域 用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びこれらに準ずる地域として知事が指定した地域	四五デシベル
B区域 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれらに準ずる地域として知事が指定した地域	五五デシベル

備考

この表の各区域内に所在する児童福祉法第七条第一項に規定する保育所、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの並びに老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲五〇メートルの区域における深夜騒音規制基準は、この表に定める値からそれぞれ五デシベルを減じた値とする。

改正案

別表第一〇（第五六条関係）

区域の区分	騒音の大きさ
A区域 用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及びこれらに準ずる地域として知事が指定した地域	四五デシベル
B区域 用途地域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及びこれらに準ずる地域として知事が指定した地域	五五デシベル

備考

この表の各区域内に所在する児童福祉法第七条第一項に規定する保育所、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲五〇メートルの区域における深夜騒音規制基準は、この表に定める値からそれぞれ五デシベルを減じた値とする。



現行

(建設作業騒音規制地域)

第七十一条 次の表に掲げる地域(騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域を除く。)は、住民の生活環境を保全するため騒音指定建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域(以下「建設作業騒音規制地域」という。)とする。

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する保育所、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホームその他規則で定める施設の敷地の周囲八十メートルの地域

改正案

(建設作業騒音規制地域)

第七十一条 次の表に掲げる地域(騒音規制法第三条第一項の規定により指定された地域を除く。)は、住民の生活環境を保全するため騒音指定建設作業に伴って発生する騒音を規制する地域(以下「建設作業騒音規制地域」という。)とする。

学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条に規定する保育所、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する特別養護老人ホーム、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園その他規則で定める施設の敷地の周囲八十メートルの地域

<p>現行</p>	<p>(拡声機の使用の禁止)          第九十三条 何人も、次の表に掲げる地域においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。</p> <p>学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第七条に規定する保育所、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館法第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホームその他規則で定める施設の敷地の周囲八十メートルの地域</p>
<p>改正案</p>	<p>(拡声機の使用の禁止)          第九十三条 何人も、次の表に掲げる地域においては、規則で定める場合を除き、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。</p> <p>学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法第七条に規定する保育所、医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館法第二条第一項に規定する図書館、老人福祉法第五条の三に規定する特別養護老人ホーム、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園その他規則で定める施設の敷地の周囲八十メートルの地域</p>

